

は27歳で、21歳以下のものの割合は14%程度である。

2003年の登録されているプログラム数は3万2,085、総参加者数が48万8,927人うちマイノリティが13万9,988人(29%)となっている。

(3) 情報提供をはじめとする就職支援

a WIA 若年プログラム(Youth Formula-Funded Grant Programs)

(a) 概要

アメリカにおける公共職業安定所であるワンストップ(キャリア)センター(One-Stop [Career] Center)と連携し、地方公共団体が実施される若者のニーズに沿った就職や進学のための各種支援に対して給付金を提供するプログラムである。

ワンストップセンターは、1998年に制定された労働力投資法(Workforce Investment Act/WIA)により全米に整備され、他のプログラムと並行してWIA 若年プログラムを提供することが義務づけられている。

(b) 根拠法令

労働力投資法(Workforce Investment Act/WIA)

(c) 管理運営主体

連邦労働省(U. S. Department of Labor/DOL)が資金提供し、地方公共団体が実施する。

(d) 財源・予算規模

2005会計年度歳出予算で9億8,700万ドル。

(e) 対象者及び適用要件

14~21歳で、かつ、家族の所得が生活標準収入の7割以下、基礎的な読み書きの能力不足、学校中退者、ホームレス、妊娠中、犯罪者であるなど就職困難な者である。

(f) 具体的内容

就職困難な若者に対し、個別指導、学習技能訓練、中退防止支援、夏季求人紹介、有給・無給の職場体験情報提供、リーダーシップ能力開発機会提供、カウンセリング、フォローアップサービス、カウンセリング及びガイダンスなど個々人のニーズに沿った適切なサービスを地方公共団体等が、WIA の給付金を受けて提供している。

(g) 利用状況

2004会計年度の参加者は14~18歳が28万人、19~21歳が7万人。

b O*NET (Occupational Information Network/Online)^(注10)

(a) 概要

インターネット上で公表されている([## ニューヨーク市における取組み](http://online.</p>
</div>
<div data-bbox=)

ニューヨーク市では、若年・コミュニティ開発局(Department of Youth and Community Development)が若年就業促進策を所管している。これら施策は、若者が就業に向けて技能、知識、情報、経験を得ることを支援するものでコミュニティ等の各種団体と協力して実施している。ニューヨーク市の施策は、主に以下の4種に分類される。

- ① 在学中の14~18歳の若者に基礎的な算数、国語教育や進路に関するガイダンスなどを提供する「在学者向け若年雇用プログラム(ISY: In-School Youth Employment Program)」
- ② 16~21歳で高校を中退した者や高校は卒業しているものの基礎的な技能を補強する必要がある者で、低所得者に職業訓練、求職活動支援、GED(3(2)b参照)

受験準備などを提供する「非在学者向け若年雇用プログラム(OSY: Out-of-School Youth Employment Program)」

- ③ 14~21歳の者にコミュニティや公的団体で7週間の初心者レベルの就業経験をつませる「夏季若年雇用プログラム(SYEP: Summer Youth Employment Program)」(参加者には時間当たり6ドルの報酬が支払われる。)
- ④ コミュニティ関連の団体が若者に訓練・指導、求職活動支援などを行う「コミュニティサービス包括補助金若年雇用プログラム」(Community Service Block Grant Youth Employment Program)

なお、①~③の多くはWIA 若年プログラムとしてWIA資金が使われている。

資料出所 ニューヨーク市 HP

onetcenter.org) 職業に関する総合的なデータベースで、約1,000の職業について、それぞれの職業の特性や求められる技能が職種ごとに登録されており、求職者が自分の経験や能力を活かせる職業はどのようなものかを検索することができる。なお、実際に事業所から受け付けた求人は、連邦労働省の別のインターネットサイトであるアメリカズ・ジョブズ・バンク (America's Job Bank) で公表されており、こちらで検索することとなる。

O*NETは、1998年10月に職業辞典 DOT に替わるものとして連邦労働省が組織した国立 O*NET 協会 (O*NET Consortium) が開発し、その後は年に1度程度職業情報の更新を続けている。

(b) 管理運営主体

国立 O*NET 協会 (O*NET Consortium)

(c) 具体的内容

米国において O*NET に期待される役割・効果は、以下のとおりである。

〈表1-20〉 O*NETに期待される役割・効果

人事担当者、 企業経営者	<ul style="list-style-type: none"> 採用や教育訓練をよりの確に行う 採用時にどのようなスキル等が必要か明らかにする 社員の教育訓練を設計する際、仕事内容、スキル等を明確にする 正確で詳細な職務記述を可能にする 昇進、昇格の際の判断基準 社員の再就職等を斡旋する際の情報
求職者	<ul style="list-style-type: none"> 各職業のスキル、興味、教育訓練等の情報 どの職業が自分に合っているか 自分をどのように伸ばすか(教育訓練)

資料出所 「調査研究報告書151 人材の最適配置のための新たな職業の基盤情報システムに関する研究」JIL (2003)

キャリアパスポート制度 (Career Passport Programs) ^(注11)

1. 概要

高校生が、従来の調査書ではカバーしきれない多様な学習経験を記述したもの、進学や就職に役立つ書類等をキャリアパスポートと名付けた書類一式にまとめ、これを高校卒業後の進学・就職の面接時などに活用する制度である。オハイオ州において1994年から本格実施されている。

2. 管理運営主体

オハイオ州教育局

3. 対象者及び適用要件

11~12年生(日本における高校生2~3年生)

4. 具体的内容

オハイオ州の公立高校では、11年生の生徒一人一人がキャリアパスポートと呼ばれる書類一式を作成する。

州教育局が定めるキャリアパスポートの標準規格では、茶色のビニール製ハードカバーファイルにレターサイズの書類が収納できる丈夫な4葉のビニール封筒

(キャリアパスポート収納基本書類)

(学校区教育長または学校長による) 在校証明書、履歴書、各種技能証明関係書類(職業に関する目標、考えなどを具体的なデータを変えて生徒自身が1頁で記述したもの、学業成績及び出欠の証明書。指定されている5つの職業技能のうち2つについて能力があることを生徒自身が半頁以内で記述したもの)、その他任意書類(課外活動記録、受賞記録、作品録等)

を入れ、ビニール封筒の中に以下の書類を収めることとしている。

5. 利用状況

企業側からは、高い評価を受けており、州内事業所で高卒者の就職面接時の資料としてキャリアパスポートの提出を求めるケースが増えている。一方、州外からの志願者がキャリアパスポートを準備していないことや大規模校における入学者選抜課程の煩雑化につながるなどの理由により、大多数の高等教育機関において入学願書提出時の提出書類として認めていないため、活用は限定的なものとなっている。2004年に11学年85%(9万7,272人)がキャリアパスポートの作成に手をつけ、12学年の88%(9万9,879人)が完成した。

6. 個別進路計画

オハイオ州では、個別進路計画 (Individual Career Plan : ICP) 制度がキャリアパスポートと併行して利用されている。ICP とは、8学年以上の生徒が自身の一般的情報、学歴、学習計画、職業に関する目標や計画、実際の就業体験や就業体験の希望、職業能力自己評価などをまとめるもので、これをまとめることを通じて生徒が自身で進路を選択・決定することを促す。また、ICP は、キャリアパスポートを作成する際の土台ともなる。